

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての 実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計(推計方法)

(保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ)

1 保育サービス (推計追加所要額 7000 億円)

(就業率上昇後の保育サービス等利用率算出(※放課後児童クラブも共通))

[潜在的就業率 (末子の年齢別就業率(実績)+就業希望率)]

× 就業する母に占める保育サービス利用割合(※現状値)

= 就業率上昇後の保育サービス利用率

	0～3歳	～6歳	～9歳
①就業率	31.0%	50.3%	61.6%
②就業希望者率	24.9%	19.7%	13.2%
③潜在的就業率(①+②)	55.9%	70.0%	74.8%
④就業する母に占める保育 所利用者割合	68.3%	80.1%	(※6歳未満児 と同じ割合と仮 定)
⑤就業率上昇後の保育サー ビス利用割合(③×④)	38.2%	56.1%	59.9%

(給付額)

年齢別児童数

× 就業率上昇後の保育サービス利用率

× 年齢別1人当たり保育費用(19年予算ベース年間保育費用÷利用児童数)

× 公費負担率

= 給付額

※「19年予算ベース年間保育費用」

(予算額(私立分)+国庫補助単価を前提とした公立分推計額)

…0歳 2700億円/1・2歳 7600億円/3歳以上 7000億円

※「利用児童数」

…0歳 84,300人、1・2歳 570,500人、3歳以上 1,360,600人

※「公費負担率」

…0～2歳 69%、3歳以上 40%

(※保育費用は100億円単位、利用児童数は100人単位で四捨五入)

2 病児・病後児保育（推計追加所要額 700 億円）

（病児・病後児保育サービス量）

$$\begin{aligned} & \text{保育所利用児童数(上記1による(年齢別児童数} \times \text{就業率上昇後の保育サービス利用率))} \\ & \times \text{子の看護のために休業した平均日数(JIL調査:年間 10 日)} \times 1/2 \\ & = \text{病児・病後児保育サービス量(日)} \end{aligned}$$

（給付額）

$$\begin{aligned} & \text{病児・病後児保育サービス量(日)} \\ & \times \text{1日当たり単価(6000 円)(※国庫補助単価を前提とした標準的利用像による試算)} \\ & = \text{病児・病後児保育給付額} \end{aligned}$$

3 放課後児童クラブ（推計追加所要額 900 億円）

（給付額）

$$\begin{aligned} & \text{年齢別就学児童数} \\ & \times \text{就業率上昇後の放課後児童クラブ利用率} \\ & \times \text{1人当たり給付額(国庫補助単価による児童 1 人当たり年間給付費(40 人定員の場合))} \\ & = \text{給付額} \end{aligned}$$

※「国庫補助単価による児童 1 人当たり年間給付費」
…6 万円

※ なお、重点戦略検討会議における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」においては、上記に加え、スウェーデン並に女性の就業率等が上昇した場合の試算も実施。

規制改革会議(6月6日の福祉介護保育TF公開討論)における宿題

厚生労働省

2) 地方の上乗せ補助なしで運営している保育所(あるいは自治体)の数。
また、地方が上乗せ負担している場合、その額。

【回答】

地方の上乗せ補助なしで運営している保育所等の数等については、把握していない。

なお、参考として、地方独自の上乗せ補助の一つとして職員の加配があるが、これに関する内閣府の調査の結果は以下のとおりである。

《参考》「地方自治体の独自子育て支援施策の実施状況調査」(平成17年内閣府)

- 私立認可保育所につき、市町村独自事業による職員加配の補助をしている市町村の割合
16.8%

※ 公立認可保育所について、運営費が一般財源化されていることなどから補助ではないが、職員の加配をしている市町村の割合は40.4%となっている。

※ 内閣府の調査においては、職員の加配に係る上乗せ負担額についての調査結果はない。

※ 地方独自の上乗せ補助としては、職員の加配の他に、職員人件費や保護者の利用負担に係るものがある。